

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市情報公開審査会  
会長 松田 聡子

情報の公開の決定に対する不服申立てについて（答申）

平成21年12月16日付け諮問第1号で諮問のありました情報の公開の決定に対する不服申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

不服申立ての対象公文書について、実施機関が行った部分公開の決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

和泉市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が市長に求めた「鳥池排水路（光明池土地改良区）阪本町内歩道整備工事に係る地元要望書及び光明池土地改良区への協議書」の情報公開請求について、市長が当該情報を記載している「地元要望書」のうち個人の氏名、住所、印影及び電話番号並びに「光明池土地改良区への協議書」のうち平面図の個人宅名を非公開とする部分公開決定を行ったことに対して、当該決定を取り消して非公開部分の公開を求めるものである。

3 異議申立人の主張の概略

異議申立人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 本要望書は、「用排水路暗渠化に関する要望書」であり、和泉市の土木行政への意見内容が記載されたもので、公共性を有するものであるから、個人のプライバシー事項とは全く無関係である。
- (2) 個人の住所、電話番号、印影、平面図における個人宅名がプライバシー性を有するものであるとしても、氏名まで非公開とすることは正当性を欠くものである。
- (3) 本要望書は、周辺住民の権利義務に密接に関連しており、公共性の極めて高いものであるから、工事のきっかけとなった要望書も一定の公共性を有するものであり、単なる私見の表明にとどまるものではない。
- (4) 本工事は、事実上要望書を受けて実施されたものであり、市政に直接かつ重大な影響を及ぼしたものであるから、「要望者は誰であるか」は市民にとって重大な関心事であり、要望者が自身の氏名を他人に知られたくないというのは正当ではない。
- (5) 要望者に工事の事情を聞きたいので公開請求を行ったが、開示された要望書の作成名義の「新坂本町」や署名簿住所の「坂本町」なる町名は和泉市には存在せず、要望書には重大な疑問があり、市政の公正を図るためにも氏名を開示すべきである。

4 実施機関の主張の概略

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 要望書は、日常生活の身近な問題や市政に関する地域の問題が生じた場合に、市民が市に要望や意見を提出するものであり、自由率直に表明できることが保障されなければならないものである。自由率直に市に対して意見ができることを保障するためには、要望書の個人名は、個人のプライバシーに関わる事項であり、条例第6条第1項第2号の「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当するものである。
- (2) 個人の住所、電話番号、印影、平面図における個人宅名についても非公開とするのは当然である。
- (3) 本件の要望書は、本市の土木行政への意見内容が記載されたもので、公共性を有するものであるから、個人のプライバシー事項とは全く無関係であり、氏名を開示すべきであると主張するが、本件歩道整備工事は、市が水路管理者である光明池土地改良区と協議し、市の裁量で施工した工事であり、個人名等の開示は、本工事の施工とは何ら関係はない。
- (4) 要望書については、個人名を明らかにしなくても、要望要件や要望理由について公開しており、工事を行った経過が分かるものである。
- (5) 自治会の名称は、それぞれの自治会において任意に決められるものであり、実際の町名と異なることは、誤字と推測されるものである。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件情報公開請求において実施機関が特定した文書の提出を受け、当該文書の見分を行い審議した結果、以下のように判断する。

### (1) 本件情報の内容について

本件対象公文書は、鳥池排水路（光明池土地改良区）阪本町内歩道整備工事に係る地元からの要望書及び市と光明池土地改良区の協議書であり、次の5枚である。

平成17年6月14日付け新坂本町自治会代表及び新坂本町自治会会員一同から和泉市長宛てに提出された要望書であり、氏名、電話番号、印影、要望要件及び要望理由が記載されている。

の要望書の署名簿であり、要望者の住所及び氏名が記載され、捺印がなされている。

平成20年10月16日付け和泉市長から光明池土地改良区理事長宛ての施工協議依頼書である。

の添付書類である平面図であり、図面の中に個人宅の名が記載されている。

平成21年1月9日付け光明池土地改良区から和泉市長宛ての協議回答書である。

このうち、実施機関が非公開とした情報は、の氏名、電話番号及び印影、の住所（番地のみ。町名までは公開）、氏名及び印影、の個人宅名である。

### (2) 条例第6条第1項第2号（個人情報）該当性について

実施機関が非公開とした情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであり、かつ一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、条例第6条第1項第2号に該当する。また、特定の個人が識別されるものであって、同号ただし書ア～エに該当する場合は公開が認められているが、本件情報の内容は、このいずれにも該当しない。

したがって、当審査会は、本件情報が条例第6条第1項第2号に該当し、これを非公開とした実施機関の決定は妥当であると認めるものである。

### (3) 本件要望書は公共性の極めて高いものであり氏名を開示すべきとの異議申立人の主張

について

異議申立人は、本工事は、要望書を受けて実施されたもので、市政に直接かつ重大な影響を及ぼしたものであるから、本要望書は公共性が極めて高いものである。したがって、市民の知る権利を保障するという情報公開制度の趣旨からすれば、要望者が自身の氏名を他人に知られたくないということは正当ではないと主張している。

しかし、本工事は、市が独自の裁量で公共事業として行ったものであり、要望書に基づいて行われたものではない。すなわち、要望書と本工事は何ら関係はない。したがって、このことは、氏名の開示に関する異議申立ての根拠にはならない。

(4) その他審査会の意見

本件情報公開請求に係る異議申立てについて、当審査会としては、以上のような判断を下すものであるが、なお、当審査会としては、条例第14条第2項に基づき、以下のとおり意見を付記するものである。

ア の公文書において、平成17年6月14日付けで要望書が提出されているが、市の受付は、平成18年6月14日付けで受付印が押されている。そして、実施機関の意見陳述から、平成18年6月14日付けで要望書が提出され、同日受付していることが推測されるので、の公文書において記載されている日付は誤りであると認められる。

イ さらに、 の要望書において、作成名義が「新坂本町自治会代表」及び「新坂本町自治会会員一同」となっていることや の署名簿の住所欄において「阪本町」と記載されているが、一番上の住所のみ「坂本町」と市にはない町名が記載されていることについて、異議申立人は、「新坂本町」や「坂本町」なる町名は和泉市には存在せず、要望書には重大な疑問があると主張して、不信感を表示している。自治会の名称は、任意につけることができるものであるが、この要望書に記載されている署名の住所の町名は、間違いであることが明らかである。

ウ 本来、市に文書が提出された場合、担当窓口は、提出日や氏名・住所をきちんと確認して受付を行うものである。また、仮に窓口に見えたとしても事後に誤りが判明した場合は、その時点で訂正を求めるべきである。これらの文書を異議申立人が見れば市へ不信感を抱き、工事に疑念を持つのも当然である。

情報公開制度の趣旨は、市政に関する市民の知る権利を保障し、市民に対する説明責任を果たすことにより、市政に対する理解と信頼を深め、公正でより一層開かれた市政を推進するためのものであり、この趣旨を考慮すると、公文書の取扱いについても、適正な管理が求められる。この様な観点から、実施機関に対して、今後は、市民から疑念を受けないよう文書管理を徹底されるよう望むものである。

(参考) 情報公開請求・異議申立ての経過

日付	処理内容
平成21年10月2日	情報公開請求
10月16日	部分公開決定
12月7日	異議申立て
12月16日	諮問書の受理
12月29日	弁明書の受理

平成22年 1月20日	反論書の受理
2月3日	審査会招集 ・異議申立人の意見陳述、質疑応答 ・実施機関の意見陳述、質疑応答 ・審議
3月18日	実施機関への答申